腐り切った組織の実態を継続してウォッチする 第六十四弾

神社本庁再生への道―その二十七

「神社本庁憲章」を否定して悪あがきを継続する田中―打田体制―自壊する前に、神道人の良心で自浄への道を切り拓け

藤原 登（フリーライター）

神社本庁の変質がもたらしたもの

本号が出る頃は、新入生、新入社員たちの少し緊張を含んだ笑顔が街々を行き交う、一年で最も晴れやかな時期を迎える。一つ心配なことは、これから神道の学びを始める学生や、神社で奉仕する新人神職も大勢いると思うが、彼らの心中は希望に満ちているだろうか、ということである。

神社は日本人の心の原点である。故に肇国以来二千六百有余年の歴史の中で、皇室の御敬神の精神のもとに、神社は大切に護持され、人々も氏神神社の祭りに親しみながら、その信仰を継承してきた。大東亜戦争の敗戦により、神社の維持や管理は国家の手を離れ、宗教法人となった全国神社の連合体として、新たに組織された神社本庁の手に委ねられた。以来、七十有余年が経過したが、その間も神社は、皇室と国民の崇敬に支えられて、変わらずに護持されてきた。しかし今、誰の目にも包括団体である神社本庁の変質は明らかとなっている。

筆者が記事にしてきた変質を一言で表現すれば、理念の喪失である。理念無き田中―打田体制のもとで「神社本庁憲章」は否定され、統理の地位が総長の下にあるかのような曲解がまかり通ってきたのだ。

誤りが正されるべきは当然のことだが、それも、ただの誤りではないのだ。既に八年が経過した神社本庁百合丘職舎売却に際しての疑惑は、最高裁に至る四年半の裁判を経て、原告側が指摘した背任の事実についての真実相当性が立証されている。極めて犯罪性が強いのだ。その後も神社界ではスキャンダラスな事件が相次いできたが、程度の差はあれ、何れも田中―打田体制が絡んでいる。先月号で触れた東京都神社庁の横領事件は勿論、開発予定地の大半が明治神宮の境内地である外苑開発問題に対し、神社本庁が沈黙していることも、田中―打田体制とは無縁でないと筆者はにらんでいる。これ以上、事態を放置してはならないのだ。

主体性無き依存、従属は、自壊への道

今、日本国は内外ともに、大きな転換期に来ていると思う。しかし、政治の中枢にある人々も含めて、大半の日本人は、そのことに気づかない振りでいるか、あるいは自覚していても現状を肯定するために、バイアスのかかった情勢解釈に縋って、国家としての最低限必要な政策の遂行すら、事実上放置されている始末だ。少子化や食料自給率の低下について、政府の改善策が掛け声のみであるのも、本質はそこにある。

こうなった理由は簡単で、戦後の日本人は自由に物事の是非を考え、議論し、自立的、主体的に行動することの意義や価値を理解できなくなってしまったからだ。これが戦後体制というものである。戦後日本の保守政治とは、戦後体制の保守以外の何物でもなかったことを、打ち続く国際関係の変動と岸田政権のその場しのぎの舵取りが、現実に証明している。現状維持は楽である。しかし、楽な方へ、考えなくても行動しなくてもすむ方へと、ズルズル進んで行くとどうなるか。

神社本庁をめぐる問題も本質は同様であり、このままでは神社界は、亡国への道の先導役となりかねない。問題の根源である田中―打田体制に連なる面々の責任は重大だが、事ここに至っては、問題の所在を認識はしても、何の意思表示も行動もせずに傍観、放置してきた人たちの責任も重いと言わざるを得ない。

小川弁護士頼みの田中派理事は役員会で悪あがき

神社本庁では今年に入り、二月九日と三月十六日に役員会が開催され、芦原理事と神社本庁との間で争われている「代表役員地位確認請求訴訟」が議題となった。会議の模様を報じた神社新報の記事（二月二十日付、三月二十七日付）によれば、二月の役員会では、神社本庁側の小川尚史弁護士と、原告・芦原理事の代理人、塩谷崇之弁護士が出席して、原告の請求が棄却された一審判決について、それぞれの主張を披瀝した。塩谷弁護士の解説は、本紙二月号での筆者の主張と同主旨であり割愛するが、同弁護士は、「（神社本庁憲章を無視した地裁判決の）内容を神社本庁の理念として良いのかどうか、全国の神職に問題提起したい」と訴えている。神職でもある塩谷弁護士にとって、当然の主張である。

これに対し小川弁護士は、「役員会が総長を実質的に決定する」との一審判決の判断を評価したが、問題はその後の出来事である。その法律上の効力が現在、控訴審で争われているにも拘らず、理事の中から、「役員会で統理に指名を求める決議」の動議が出され、議長の田中「なほ在任」総長が無理矢理採決に持ち込んだ上で、鷹司統理に対し総長指名を迫ったのだ。許し難い振舞いであるが、田中派の理事たち自身が、自分たちの主張が無理筋であることを裏では認識している故の、一縷の望みを託した行動なのだろう。とうぜん鷹司統理は、不当な要求を毅然とはねつけている。

稲、瀬尾両氏の地位保全裁判では、全面敗訴にも拘らず、反対の声を押し切って無理矢理、控訴、上告し、最高裁で判決が確定しても尚、一切の責任を取らないばかりか、神社本庁憲章を否定して総長の座にしがみつく田中氏とは、一体何者であるのか。田中氏に連なる神道政治連盟の打田会長や他の理事たちの目的は何なのか。そこに私欲と利権が蠢いていることだけは間違いあるまい。

つづく三月の役員会では、芦原理事が控訴していた本訴訟の東京高裁における第一回期日が五月一日に決定したことが報告され、その翌日に開催された神社庁長会でも、本訴訟について、控訴人の芦原理事と神社本庁側の小川弁護士との間で、神社本庁憲章の問題を踏まえたやりとりがあった。本庁側はもはや、小川弁護士のアクロバティックな宗教法人法解釈が、頼みの綱のようである。

○

神社本庁の問題を解決できるのは、神社神道の本流を担う神道人を措いて他にはいないとの信念のもと、筆者は五年以上にわたりこの連載を続けてきた。これまでの思いを込めて改めて訴えたい。鷹司統理は、強い信念のもとに行動されている。今、問われているのは、神道人の良心そのものであると。

藤原　登（ふじわら　のぼる）
昭和二八年、東京に生まれる。
昭和五二年、専門学校卒業後、広告代理店勤務の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在は同人誌を中心に寄稿している。